介護ロボット等導入支援事業補助金

# ＜事業の流れ＞

申請者の手続き

県の手続き

**1. 事前エントリー申請**

要綱及び申請書等の各種様式には記載例を掲載しておりますので、十分ご確認のうえ、必要事項を記入し、添付書類とともに県（長寿社会課）に提出してください。

**※導入にあたっては、導入後における介護ロボット等の活用が事業所内で円滑に行えるよう、機種・対象者の検討、施設内部体制確保等の点について十分ご検討のうえで作成をお願いします。**

**2. エントリー内容の審査**

提出いただいたエントリー内容を審査します。
（予算の範囲を超える申請があった場合は、補助台数等を調整します。）

**3. 内示・通知**

補助金の内示を行い、通知します。

**4. 補助金交付の申請**

交付申請書類を添付書類とともに県（長寿社会課）に提出してください。

**5. 申請書内容の審査**

提出いただいた申請書の内容を審査します。

**業務改善計画書の提出**

具体的な計画内容、提出方法、報告期限等の詳細については別途通知します。

**6. 交付決定・通知**

補助金の交付要件を満たすものについて交付決定を行い、通知します。

**7. 介護ロボット等の導入**

**・交付決定後に介護ロボット等を導入してください。**※交付決定前に発注等した場合**補助対象外**
**・「8. 実績報告」時に、契約書（もしくは発注書）、納品書（もしくは請求書）、領収書（もしくは振込明細書）**

**※申請時に提出した見積書等の内容に変更があった場合は、まず県（長寿社会課）まで速やかにご連絡願います。（例：見積額の変更、介護ロボット等の一部改良に伴う仕様変更等）**

**・令和7年1月31日（金）までに介護ロボット等の導入及び支払いを全て完了してください。**

**※昨年度から変更あり注意**

**8. 実績報告**

定められた様式により、実績報告書を作成し、県（長寿社会課）に提出してください。
**【提出期限】介護ロボット等を導入し、費用の支払いを終えた日から30日以内**
**又は　令和7年2月10日　のいずれか早い日まで。**

**※昨年度から変更あり注意**

**9. 実績報告書内容の審査・額の確定通知**

報告書の内容を審査し、補助金額を確定します。確定後に補助額を通知します。

**10. 補助金の交付請求**

請求書を作成し、県（長寿社会課）に提出してください。

**11. 補助金の支払い**

請求書に基づき、補助金を交付します。

**12. 使用状況報告　（最大3年間）　※報告期限等の詳細は、毎年度別途連絡します。**

※導入後、最大3年間は使用状況報告書を厚労省・県（長寿社会課）に提出する必要があります。
（提出いただいた報告書の情報は、ホームページに掲載させていただく場合があります。　）

**13. 使用状況をHPに公表**